

平戸市建設現場の快適トイレ導入試行要領

1. 目的

建設現場において男女ともに働きやすい環境を整備するため、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的として、快適トイレ設置を本要領により試行する。

2. 試行対象

○対象工事

令和8年6月1日以降に起工する建設工事（営繕工事は除く）を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- ・主たる工種が屋外作業ではない工事
- ・災害復旧工事
- ・その他発注者が指定する工事
- ・流通の関係上、仕様を満たす快適トイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本試行対象外として取扱う工事

3. 試行内容

(1) 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様（①～⑰）があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「1【快適トイレに求める機能（標準仕様）】（①～⑥）」「2【快適トイレとして活用するために備える付属品】（⑦～⑱）」を備えるものとし、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。

1【快適トイレに求める機能（標準仕様）】※必ず備えるもの

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

2【快適トイレとして活用するために備える付属品】※必ず備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が見えない工夫

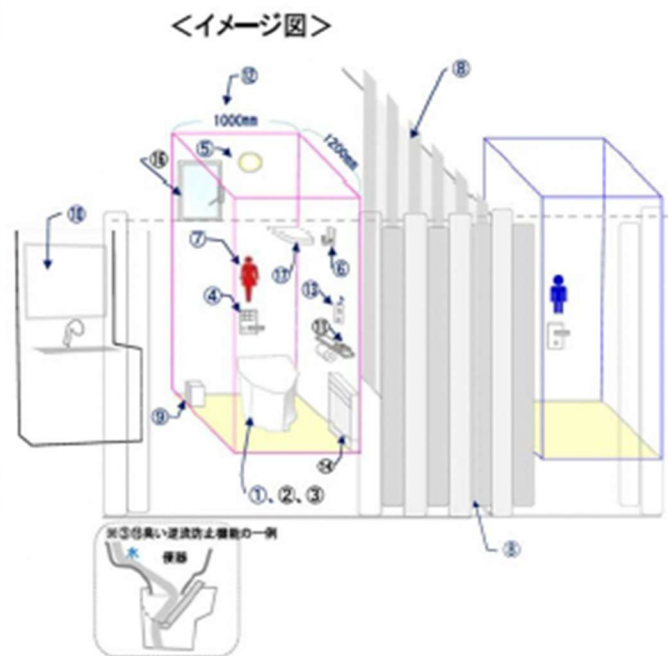
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

3【推奨する仕様、付属品】※任意で備えるもの

- ⑫ 便房内寸法 900×900mm以上(面積ではなく、各寸法が900mm以上あること)
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台（フィッティングボード等）
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

◆快適トイレ標準仕様（イメージ）

1. 快適トイレに求める機能（標準仕様）
<ul style="list-style-type: none"> ①洋式(洋風)便器 ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む) ③臭い逆流防止機能 ④容易に開かない施錠機能 ⑤照明設備 ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)
2. 快適トイレとして活用するために備える付属品
<ul style="list-style-type: none"> ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) ⑩鏡と手洗器 ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品
3. 推奨する仕様、付属品
<ul style="list-style-type: none"> ⑫便房内寸法900×900mm以上(面積ではない) ⑬擬音装置(機能を含む) ⑭着替え台 ⑮臭気対策機能の多重化 ⑯室内温度の調整が可能な設備 ⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)



※1及び2の項目は、必ず備えるものとする
 ※3の項目は、無くても良いが、あればより快適に使用出来ると思われるもの

(2) 快適トイレの設置

- ・工事現場付近に新たにトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの使用を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。）
- ・標準仕様を満たすトイレを設置することを標準とする。

4. 実施方法

- ・発注者は「快適トイレ」設置対象工事であることを特記仕様書に明示する。

- ・【快適トイレに求める機能①～⑥】及び【快適トイレとして活用するために備える付属品⑦～⑩】については、受注者は必ず備えるものとする。を備えていないトイレは快適トイレとして扱わないこととする。
- ・発注者（監督職員）は、受注者に【快適トイレに求める機能①～⑥】及び【快適トイレとして活用するために備える付属品⑦～⑩】が確認できる資料の提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。
- ・原則、試行対象工事に適用するが、設置基数を現場毎に必要性を協議の上、決定することから当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- ・流通の関係上仕様を満たすトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本要領の対象外とする。

5. 快適トイレの積算計上費用

- ・快適トイレの費用は、1基当たり〔57,000円／月〕を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上決定する。
※「積算上の差額」：実際にかかった費用から10,000円（従来品）を除いた額。
- ・計上費用は、「上限額〔57,000円／基・月〕」と「積算上の差額」とを比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に積上げ計上するものとする。
- ・計上の対象期間は、現場付近に快適トイレを設置した実績期間とし、最小単位は日とする。
- ・ハウス型等の場合、入り口が男女別の場合に限り入り口別に〔57,000円／基・月〕上限まで計上可能とする。
- ・積算上限額を超える費用については現場環境改善費（率）を想定しており、別途積上げ計上は行わない。

《具体的な計上方法例》

- ①実際に導入した快適トイレ費用 70,000円／基・月の場合（積算上の差額60,000円）
 →積算で計上する費用：57,000円／基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用 40,000円／基・月の場合（積算上の差額30,000円）
 →積算で計上する費用：30,000円／基・月

6. 入札公告及び特記仕様書の記載例

《入札公告》

『工事概要』に以下を追記する。

(番号) 快適トイレの設置

本工事は、快適トイレ設置対象工事とし、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

《特記仕様書》

第〇〇条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）

1. 内容

受注者は、施工現場付近に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能（標準仕様）】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入り口が見えない工夫
- （９）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900×900mm以上（面積ではなく、各寸法が900mm以上あること）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台（フィッティングボード等）
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）窓など室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、清算変更時において、支出実態のわかる資料を提出するものとする。快適トイレに求める機能（１）～（６）及び快適トイレとして活用するために備える付属品（７）から（１１）の費用については、従来品相当額を差し引いた後、上限57,000円/基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上決定する。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. その他

原則、試行対象工事に適用するが、仕様を満たすトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

7. 配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

○原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置すること標準とする。

○全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

○設置位置

女性トイレは、男性トイレや喫煙所に隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

○動線の配慮

女性トイレは、男性トイレと入り口を分ける等の動線の配慮をする。

○ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

○照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

○室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

○性別の徹底

混雑時を理由に男性が女性トイレを使用することがないよう徹底する。

8. その他

○補助事業等の採択により別途適用しなければならない定めがある場合は、適宜、判断の上、対応するものとする。（例：積算計上費用）

○疑義が生じた場合は、受発注者による双方協議の上、対応するものとする。